

環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和6年3月29日
財務省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和6年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

I 特定調達物品等の令和6年度における調達の目標

令和6年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和5年12月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準（判断の基準の事項の中で「基準値1」及び「基準値2」が設定されている特定調達品目については、「基準値1」とする。）を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

コピー用紙	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
フォーム用紙	
インクジェットカラープリンター用塗工紙	
塗工されていない印刷用紙	
塗工されている印刷用紙	
トイレットペーパー	
ティッシュペーパー	

2 文具類

シャープペンシル	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
シャープペンシル替芯	
ボールペン	
マーキングペン	
鉛筆	
スタンプ台	
朱肉	
印章セット	
印箱	
公印	
ゴム印	

回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステープラー（汎用型）
ステープラー（汎用型以外）
ステープラー針リムーバー
連射式クリップ（本体）
事務用修正具（テープ）
事務用修正具（液状）
クラフトテープ
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット（玉）
マグネット（バー）
テープカッター
パンチ（手動）
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）
紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー（ウェットタイプ）
OAクリーナー（液タイプ）
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
マウスパッド
OAフィルター（枠あり）
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆
絵の具
墨汁

のり(液状) (補充用を含む。)
のり(澱粉のり) (補充用を含む。)
のり(固形) (補充用を含む。)
のり(テープ)
ファイル
バインダー
ファイリング用品
アルバム (台紙を含む。)
つづりひも
カードケース
事務用封筒(紙製)
窓付き封筒 (紙製)
けい紙
起案用紙
ノート
パンチラベル
タックラベル
インデックス
付箋紙
付箋フィルム
黒板拭き
ホワイトボード用イレーザー
額縁
テープ印字機等用カセット
テープ印字機等用テープ
ごみ箱
リサイクルボックス
缶・ボトルつぶし機 (手動)
名札(机上用)
名札(衣服取付型・首下げ型)
鍵かけ (フックを含む。)
チョーク
グラウンド用白線
梱包用バンド

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器(棚以外)	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
----------------------------	-------------------------------

ローパーティション
コートハンガー
傘立て
掲示板
黒板
ホワイトボード
個室ブース
ディスプレイスタンド

4 画像機器等

コピー機	令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
複合機	
拡張性のあるデジタルコピー機	
プリンタ	
プリンタ複合機	
ファクシミリ	
スキャナ	
プロジェクタ	
トナーカートリッジ	
インクカートリッジ	

5 電子計算機等

電子計算機	令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
磁気ディスク装置	
ディスプレイ	
記録用メディア	

6 オフィス機器等

シュレッダー	令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
デジタル印刷機	
掛時計	
電子式卓上計算機	
一次電池又は小形充電式電池	

7 移動電話等

携帯電話	令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
P H S	
スマートフォン	

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

9 エアコンディショナー等

エアコンディショナー（家庭用） エアコンディショナー（業務用） ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
-------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------

11 照明

L E D 照明器具 L E D を光源とした内照式表示灯 電球形L E D ランプ	令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

12 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

13 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----	--------------------------

14 制服・作業服等

制服	調達を実施する品目については、調達目
----	--------------------

作業服 帽子 靴	標は 100%とする。
----------------	-------------

1.5 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフティッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

1.6 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
------	---------------------------

1.7 その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。
---------------------------------------------------	------------------------------------------------------

1.8 設備

太陽光発電システム（公共・産業用）	調達の予定はない。
太陽熱利用システム（公共・産業用）	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水器具	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

給水栓	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
日射調整フィルム	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
低放射フィルム	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
テレワーク用ライセンス	調達の予定はない。
Web会議システム	1件調達予定。

19 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

20 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、令和6年度は以下の品目について調達目標を定めることとする。

これ以外の品目の目標の立て方については、今後、さらなる実績の把握を進める中で検討するものとする。

再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材 再生骨材等 生コンクリート（高炉） 生コンクリート（フライアッシュ） 下塗用塗料（重防食）	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------

低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
高日射反射率塗料
高日射反射率防水
セラミックタイル
フローリング
パーティクルボード
ビニル系床材
照明制御システム
変圧器
吸収冷温水機
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
送風機
ポンプ
排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
自動水栓
自動洗浄装置及びその組み込み小便器
大便器
排出ガス対策型建設機械
低騒音型建設機械
コンクリート塊再生処理工法

2.1 役務

省エネルギー診断	3件調達予定。(東京港湾合同庁舎、羽田空港CIQ棟、羽田空港貨物合同庁舎)
印刷	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
植栽管理	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
加煙試験	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
清掃	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

タイルカーペット洗浄	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
害虫防除	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
輸配送	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
旅客輸送（自動車）	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
引越輸送	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
会議運営	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
印刷機能等提供業務	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

2.2 ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------	--------------------------

II 特定調達物品等以外の令和6年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

腕章の調達を実施する場合は、制服・作業服の判断基準に準ずるものとし、調達目標は100%とする。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 省内にグリーン調達のための連絡会議を設ける。体制概要は別紙のとおり。
- 2 本調達方針は全ての部局を対象とする。
- 3 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 環境物品等を調達する場合、エコマークやエコリーフなどの第三者機関による環境

ラベルの情報を十分に活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすこととどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。

- 5 全ての木質及び紙（古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月18日作成）に準拠して行うように努める。
- 6 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。
- 7 本調達方針に基づく相談窓口は大臣官房会計課とする。

別紙

財務省グリーン調達推進体制概要図

